

下水道事業受益者負担金減免申請書

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第15条第1項の規定により受益者負担金の減免を受けたいので次のとおり申請します。

土地所有者	氏名 (名称)			日中連絡先電話番号 — —
	住所 (所在地)			
		建物名・部屋番号等		
	受益者番号			

土地の所在地	地目	地積(m ²)	減免を受けようとする理由	備考
伊勢市				

※「減免を受けようとする理由」欄は、裏面の表を参考にしてください。

※減免の可否は、審査の上、後日通知いたします。

※その他、裏面の注意事項をよくお読みください。

減免申請について

- 1 この減免申請書は、下水道事業受益者申告書提出のときに提出してください。
- 2 減免の審査は土地一筆単位で行いますので、その一部のみが減免の要件を満たしている土地は減免の適用は受けられません。

受益者負担金減免の主な対象

	減免の対象となる土地	該当する施設等	減免率
1	一般庁舎用地	裁判所、警察署、県庁舎、市庁舎等	50%
2	学校教育法第1条に規定する学校用地	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園	75%
3	国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地で次に掲げるもの	社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業施設の用地	75%
4		警察法務収容施設用地	75%
5		病院及び診療所の用地	25%
6		その他の公用財産用地	50%
7		公営住宅用地	25%
8		公務員宿舍用地	25%
9	国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地	国の特別会計に属する行政財産並びに県及び市の地方公営企業法に基づく水道事業等の企業用財産	25%
10	国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地	道路、公園、河川、堤防、水路等	100%
11	文化財保護法等により指定された文化財保存のための施設用地	遺跡、史跡、保存用地等	100%
12	宗教法人法第2条に規定する神社、寺院、教会等の宗教法人が同条本文に規定する目的のために使用する土地（本来の目的に使用しない敷地は除く。）	境内地	50%
13	墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地	墓地	100%
14	私立学校法第3条に規定する学校法人が設置し、管理する学校用地（本来の目的に使用しない土地を除く。）	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園	75%
15	社会福祉法第2条に規定する事業で国又は地方公共団体以外の団体が経営する施設の用地（本来の目的に使用しない土地を除く。）	母子生活支援施設、児童養護施設、養護老人ホーム、保育所等	75%
16	鉄道用地①	踏切、線路用地及び駅前広場	100%
17	鉄道用地②	その他（踏切、線路用地及び駅前広場以外）	25%
18	公道に準じる私道用地	公衆用道路として使用している私道	100%
19	自治会等が管理する施設用地	集会所、公園、消防機材倉庫等	100%